

令和2年3月吉日

お客様 各位

川口信用金庫

民法改正を踏まえた預金規定の改定のお知らせ

当金庫では、令和2年4月の民法改正を踏まえ、下記の預金規定の改定を行います。

1. 改定日

令和2年4月1日（水）

2. 改定する預金規定

①当座勘定規定	⑬自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
②普通預金（無利息型普通預金（決済性預金）を含む）規定	⑭自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
③納税準備預金規定	⑮自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
④通知預金規定	⑯変動金利定期預金規定
⑤普通預金（無利息型普通預金（決済性預金）を含む）、納税準備預金、通知預金共通規定	⑰自動継続変動金利定期預金規定
⑥外貨普通預金規定	⑱定期預金共通規定
⑦貯蓄預金規定	⑲積立定期預金規定
⑧定期性総合口座規定	⑳財形形成預金共通規定
⑨定期積金（スーパー積金規定）	㉑財形期日指定定期預金規定
⑩期日指定定期預金規定	㉒財形年金預金規定
⑪自動継続期日指定定期預金規定	㉓財形住宅預金規定
⑫自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	㉔外貨定期預金規定

3. 主な改定内容

<p>◎普通預金（無利息型普通預金（決済性預金）を含む）規定他23規定（①～㉔）において、</p> <p>（1）預金者の成年後見人等について、補助・補佐・後見が開始された場合の取扱いを明確にしました。（下線部分を追加します）</p> <p>○家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>（2）各規定変更時の周知方法について明確にしました。（下線部分を追加します）</p> <p>○規定の変更</p> <p>・この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認</p>
--

められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

・前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

◎期日指定定期預金規定他 14 規定(⑩～⑳)において、

(1) 定期預金の満期日前解約について明確にしました。(下線部分を追加します)

○この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

以 上